



視覚障がい

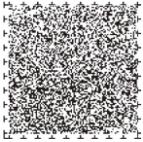
視覚に障がいがあることにより、「全く見えない状態」、「ほとんど見えない状態」、「見えにくい状態」があります。見えにくさは「まぶしくて見づらい」「暗いところが見づらい」「視野が狭い」「特定の色がわかりにくい」など、さまざまです。視覚障がいのある方の内、全体の約88%※を弱視(ロービジョン)が占めています。普段の生活では、見え方により、白杖と呼ばれる杖を使っている方や、点字を読む方、盲導犬同伴の方がいます。また、白杖を使わない方、点字が読めない方が多いことも理解しておきましょう。

※公益社団法人日本眼科学会が公表した数値

障がいの状態

全盲…視覚的な情報を全く得られない、またはほとんど得られない状態。

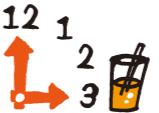
弱視…文字の拡大や視覚補助具などを使用し保有する視覚機能を活用できる状態。視力が低い状態の他に、見える範囲が狭い状態、光をまぶしく感じる状態、明るいところではよく見えるのに、夜や暗いところでは見えにくくなる状態も含みます。



▲目の不自由な方のための
音声コード



視覚障がいのある方が
白杖を頭上50cm程度に
掲げてサポートを求め
る“白杖SOSシグナル”。



はいりよ
配慮

こんなサポートがうれしい!

突然体に触れず前方から 声を掛けてください。

進行方向に困っているように見えたり、「白杖SOSシグナル」を見かけた場合は体に触れる前に、まず前方から「お手伝いしましょうか?」「あいサポーターの○○です。」など声をかけてください。誘導の際は、介助者が前に立ち、後ろから肩や肘あたりに手を触れてもらい、ペースに合わせて歩くと安心して進むことができます。

説明の仕方や情報発信方法を 工夫しましょう。

「これ」「それ」などの指示語や、「赤い看板」など視覚情報を表す言葉ではなく、30cm右、時計で3時の方向など具体的な内容を説明してください。また、音声できちんと説明することと併せて点字資料を用意する、音声読み上げ機能を用いてスマートフォンやタブレット、パソコンを利用される方もおられるので、印刷物に音声コードを付ける、テキストデータを用意することなども重要です。

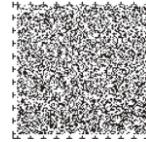
事例

例えば、こんなことがあります。

手続きの際などに文字で書いてある申請書があっても必要事項を把握して記入欄に記載することが難しい場合があります。このようなとき、窓口の担当者に、説明書を読み上げてもらったり、代わりに申請書に代筆してもらったりすることができます。また、セルフレジや飲食店のタッチパネルなど視覚的な情報で操作しなければならないものについては、操作を人的にサポートすることが重要です。



※ご相談・お問い合わせ先は、障がい福祉関係団体一覧(P46)又は相談機関一覧(P48)をご覧ください。



▲目の不自由な方のための
音声コード